

◎新潟県告示第1332号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市新穂北方1の3、1の5、1の6、1の32、1の53から1の55まで、13、16から19まで、21の2、23から25まで、上新穂17、18、20、22、31の1から31の3まで、34、37、40、48の1、119の1、120の1、121、122、125、1009、1281の8、1281の10、1281の13、1281の23、1281の101、新穂井内368

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

新穂北方1の3、1の5、1の6、1の53（次の図に示す部分に限る。）、1の54、13、16から19まで、21の2、23から25まで、上新穂17、18、20、22、31の1から31の3まで、34、37、40、48の1、119の1、120の1、121、122、125、1009、1281の8、1281の10、1281の13、1281の23、1281の101、新穂井内368

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市に備え置いて縦覧に供する。）